

2010年2月8日

日綜（上海）投資コンサルティング有限公司

副総経理 吳 明憲

E-mail : meiken@jris.com.cnURL : <http://www.jris.com.cn>

上海市浦東新区世紀大道100号

上海環球金融中心15楼62室

電話 : 021-5054-1677 fax : 021-5054-6122

**日本総研**

The Japan Research Institute, Limited グループ



駐在員事務所に対する管理強化

2010年1月4日付で《国家工商行政管理総局、公安部：外国企業常駐駐在員事務所登記管理のよりいっそうの強化に関する通知》¹が公布されました。ここもと駐在員事務所の無断での登記事項変更、虚偽証明書類提出による登記詐取、違法である経営活動の従事等の問題が見られたことから、駐在員事務所の管理を強化すべく本通知が公布されたものといえます。

1. 登記資料に対する審査の強化

駐在員事務所の設立、名称変更に際して、①所轄企業が連続して2年以上存在するという合法的開業証明、②当該企業と取引のある金融機関が発行する資本信用証明、を提出する必要があるとされておりますが、①については当該国家または地区の公証機関ならびに中華人民共和国駐当該国家・地区大使館・領事館の公証と認証を取得する必要があります²。これは従来と同じですが、これとは別に「所轄企業が連続して2年以上存在するという合法的開業証明」を要求していることからわかるように、設立してから2年以内の会社は駐在員事務所の設立ができないことがわかります。

また、駐在員事務所の登記証延期申請に際して、当該企業の所在国または地区の関係部門が発行する企業存続証明を提出する必要があります。既に母体がなくなっているにもかかわらず駐在員事務所だけが残っているような状況を回避することを目的としているとい

¹ 工商外企字[2010]4号

² 香港マカオ台湾地区の企業駐在員事務所の設立または名称変更時は、提出する書類は現行の関連規定に従い行わなければならない。

えるでしょう。

2. 登記証の有効期限短縮

従来駐在員事務所の登記証の有効期間は 3 年でしたが、本通知により設立・延期ともに登記証の有効期限が一年となります。既に交付されている登記証で有効期限が一年を超えるものについては、変更または延期登記時に書き換えられることとなります。

3. 代表者数の制限

駐在員事務所には一般的に首席代表と一般代表とがありますが、その人数は展開する業務活動に応じて必要があるとの考え方から、一般的に 4 人までと定められました。現時点で代表人数が既に 4 人を超えている駐在員事務所、原則として代表の抹消を認めますが、新規の追加は認められません。

これは多くの人員を派遣して実態として営業活動を行っている駐在員事務所に対する管理を強化することを目的としたものといえます。

4. 監督検査の強化

各地工商部門は新規に設立された駐在員事務所に対し《登記証》を取得した日より 3 か月以内にその駐在住所等の登記事項について現場査察が行います。違法行為に対する監督を行うことが目的ですが、本通知の中で「各種形式にて費用を取り経営活動に従事する場合は、無許可経営の関係規定に従い処罰を行う」とありますように、経営活動に対する管理強化が謳われている点には留意が必要です。

なお、違法経営に関する処罰を参考までにご紹介いたします。

通達名	条文
中華人民共和国企業法人登記管理条例 ³ 第 30 条	企業法人が次の一に該当するときは、登記主管機関は、状況に応じてそれぞれ警告処分、罰金、違法所得の没収、営業を停止した上での改善、「企業法人営業許可証」の回収、取消の処罰をすることができる。 (1) (略) (2) 主要登記事項を無断で変更し、または登記を認められた経営範囲を逸脱して経営活動に従事したとき。 (3)～(5) (略) (6) 不法な経営活動に従事したとき。

³ 中華人民共和国国务院令第 1 号：1988 年 6 月 3 日公布、同年 7 月 1 日施行。

	<p>企業法人に対して上記の定めにより処罰をするときは、違法行為の情状に応じて、法定代表者の行政責任、経済責任を追及しなければならない。刑事法律に抵触する場合は、司法機関が法により刑事責任を追及する。</p>
<p>中華人民共和国企業法人登記管理条例施行細則⁴第63条第4項</p>	<p>登記認可した経営範囲または経営方式を超過して経営活動に従事する場合、その状況の軽重を見て警告を与え、違法所得を没収し、違法所得額の3倍以下の罰金に処するが、最高で3万元を超過せず、違法所得がない場合、1万元以下の罰金に処する。同時に国家のその他の関連規定に違反し、違法経営に従事する場合、営業停止を命じ、違法所得を没収し、違法所得額の3倍以下の罰金に処するが、最高で3万元を超過せず、違法所得がない場合、1万元以下の罰金に処する。状況が重大な場合、営業許可証を取り消しする。</p>

5. 部門間協同での管理強化

本通知により、各地工商部門と公安機関がよりいっそう協同協力を強化するように謳われています。具体的には次のとおりです。

- ・ 工商部門は駐在員事務所登記事項情報ならびに違法違反状況について定期的に公安機関の出入境管理部門に報告すること。
- ・ 駐在員事務所が詐欺または違法経営犯罪の疑いがある場合、関係法律法規の規定に則り、工商部門は速やかに公安機関に移送し処理すること。
- ・ 公安機関出入境管理部門は業務中に駐在員事務所または代表に虚偽の住所登録、外地での執務の存在または年度検査備案登記をしないなどの状況を発見した場合には、速やかに工商部門に通報し法に則り処理しなければならない。

以 上

*弊社ウェブサイト(<http://www.jris.com.cn/>)でバックナンバーをご覧頂くことができます。

⁴ (1988年11月3日国家工商行政管理总局令第1号公布：1996年12月25日国家工商行政管理总局令第66号改正 2000年12月1日国家工商行政管理总局令第96号第二次修正)

1. 税制、法律、外貨管理制度等は中国当局により変更されることがございますので参考資料としてご利用ください。
2. 本資料は、作成日時点で弊社が入手し得る資料及び一般に信頼できるとされる情報源に基づいて作成されたものですが、情報の正確性、完全性につきましては、弊社で保証するものではありません。本資料の内容につきましては、あくまで弊社の意見を示すものに過ぎません。また、本資料の一部または全部を、電子的または機械的な手段を問わず、無断で複製または転送などを行わないようお願いいたします。